

宮 城 県 公 報

令和 8 年 9 月 15 日（火）
定期第 731 号

目 次

訓令甲

- 事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）

告示

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農村振興課）

公告

- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

教育委員会

- 県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（教育庁特別支援教育課）

選挙管理委員会

- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数（選挙管理委員会事務局）
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数（同）

宮城県訓令甲第21号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 15 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和 35 年宮城県訓令甲第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
別表第 7（第 3 条関係） <table><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>保健所の環境衛生部長</td></tr><tr><td>(1)～(11) [略]</td></tr><tr><td>(12) 化製場等に関する法律の施行に関する次のこと（<u>塩釜保健所環境衛生部長にあっては、支所の事業担当区域に係るものを除く。</u>）。</td></tr><tr><td>ア～キ [略]</td></tr><tr><td>(13)～(30) [略]</td></tr><tr><td>(31) 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する次のこと（<u>塩釜保健所環境衛生部長を除く。</u>）。</td></tr><tr><td>ア～ソ [略]</td></tr><tr><td>(32) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成 12 年宮城県条例第 137 号）の施行に関する次のこと（<u>塩釜保健所環境衛生部長を除く。</u>）。ただし、イ、ウ及びオにあっては、<u>動物愛護センター所長に委任される事務を除く。</u>）。</td></tr><tr><td>ア～ケ [略]</td></tr><tr><td>(33)～(42) [略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所の支所長</td></tr></table>	[略]	保健所の環境衛生部長	(1)～(11) [略]	(12) 化製場等に関する法律の施行に関する次のこと（ <u>塩釜保健所環境衛生部長にあっては、支所の事業担当区域に係るものを除く。</u> ）。	ア～キ [略]	(13)～(30) [略]	(31) 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する次のこと（ <u>塩釜保健所環境衛生部長を除く。</u> ）。	ア～ソ [略]	(32) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成 12 年宮城県条例第 137 号）の施行に関する次のこと（ <u>塩釜保健所環境衛生部長を除く。</u> ）。ただし、イ、ウ及びオにあっては、 <u>動物愛護センター所長に委任される事務を除く。</u> ）。	ア～ケ [略]	(33)～(42) [略]	[略]	大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所の支所長	別表第 7（第 3 条関係） <table><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>保健所の環境衛生部長</td></tr><tr><td>(1)～(11) [略]</td></tr><tr><td>(12) 化製場等に関する法律の施行に関する次のこと（支所の事業担当区域に係るものを除く。）。</td></tr><tr><td>ア～キ [略]</td></tr><tr><td>(13)～(30) [略]</td></tr><tr><td>(31) 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する次のこと（<u>動物愛護センター所長に委任される事務及び支所の事業担当区域に係るものを除く。</u>）。</td></tr><tr><td>ア～ソ [略]</td></tr><tr><td>(32) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成 12 年宮城県条例第 137 号）の施行に関する次のこと（<u>支所の事業担当区域に係るものを除き、かつ、イ、ウ及びオにあっては、動物愛護センター所長に委任される事務を除く。</u>）。</td></tr><tr><td>ア～ケ [略]</td></tr><tr><td>(33)～(42) [略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所の支所長</td></tr></table>	[略]	保健所の環境衛生部長	(1)～(11) [略]	(12) 化製場等に関する法律の施行に関する次のこと（支所の事業担当区域に係るものを除く。）。	ア～キ [略]	(13)～(30) [略]	(31) 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する次のこと（ <u>動物愛護センター所長に委任される事務及び支所の事業担当区域に係るものを除く。</u> ）。	ア～ソ [略]	(32) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成 12 年宮城県条例第 137 号）の施行に関する次のこと（ <u>支所の事業担当区域に係るものを除き、かつ、イ、ウ及びオにあっては、動物愛護センター所長に委任される事務を除く。</u> ）。	ア～ケ [略]	(33)～(42) [略]	[略]	大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所の支所長
[略]																											
保健所の環境衛生部長																											
(1)～(11) [略]																											
(12) 化製場等に関する法律の施行に関する次のこと（ <u>塩釜保健所環境衛生部長にあっては、支所の事業担当区域に係るものを除く。</u> ）。																											
ア～キ [略]																											
(13)～(30) [略]																											
(31) 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する次のこと（ <u>塩釜保健所環境衛生部長を除く。</u> ）。																											
ア～ソ [略]																											
(32) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成 12 年宮城県条例第 137 号）の施行に関する次のこと（ <u>塩釜保健所環境衛生部長を除く。</u> ）。ただし、イ、ウ及びオにあっては、 <u>動物愛護センター所長に委任される事務を除く。</u> ）。																											
ア～ケ [略]																											
(33)～(42) [略]																											
[略]																											
大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所の支所長																											
[略]																											
保健所の環境衛生部長																											
(1)～(11) [略]																											
(12) 化製場等に関する法律の施行に関する次のこと（支所の事業担当区域に係るものを除く。）。																											
ア～キ [略]																											
(13)～(30) [略]																											
(31) 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する次のこと（ <u>動物愛護センター所長に委任される事務及び支所の事業担当区域に係るものを除く。</u> ）。																											
ア～ソ [略]																											
(32) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成 12 年宮城県条例第 137 号）の施行に関する次のこと（ <u>支所の事業担当区域に係るものを除き、かつ、イ、ウ及びオにあっては、動物愛護センター所長に委任される事務を除く。</u> ）。																											
ア～ケ [略]																											
(33)～(42) [略]																											
[略]																											
大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所の支所長																											

(1)～(4) 〔略〕 (5) 保健所の環境衛生部長の専決事項の項第1号から第3号まで、第5号から<u>第11号まで、第13号、第14号、第21号から第30号まで、第33号及び第34号</u>に掲げる事項	(1)～(4) 〔略〕 (5) 保健所の環境衛生部長の専決事項の項第1号から第3号まで、第5号から<u>第14号まで及び第21号から第34号まで</u>に掲げる事項
--	--

附 則

この訓令は、令和8年9月15日から施行する。

宮城県告示第635号

県営柳田峠地区土地改良事業（農業用道路整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項の規定において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和8年9月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年9月15日から令和8年10月19日まで
- 3 縦覧場所
丸森町役場

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 8 年 9 月 15 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	宮城郡利府町神谷沢字長田 12 番 2 の一部、 12 番 3、14 番 1 の一部、14 番 2、15 番 1、15 番 5、 17 番 1、17 番 3、14 番 2 地先水の一部
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	仙台市宮城野区岩切字洞ノロ 11 番地 株式会社大東ジェイホーム

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 15 日

宮 城 県 教 育 委 員 会

宮城県教育委員会規則第 11 号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則（昭和 43 年宮城県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第 3（第 2 条関係） (1) [略] (2) 高等部						別表第 3（第 2 条関係） (1) [略] (2) 高等部					
学校名	学 科	修業 年限	収 容 定 員			学校名	学 科	修業 年限	収 容 定 員		
			第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年				第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 光明支援 学校	普通科	3 年	<u>35</u>	<u>36</u>	<u>35</u>	宮城県立 光明支援 学校	普通科	3 年	<u>36</u>	<u>35</u>	<u>25</u>
宮城県立 小松島支 援学校	普通科	3 年	19	<u>19</u>	<u>24</u>	宮城県立 小松島支 援学校	普通科	3 年	19	<u>24</u>	<u>29</u>
宮城県立 秋保かが やき支援 学校	普通科	3 年	<u>11</u>	<u>8</u>	<u>11</u>	宮城県立 秋保かが やき支援 学校	普通科	3 年	<u>8</u>	<u>11</u>	<u>8</u>
	産業技術科	3 年	32	32	32		産業技術科	3 年	32	32	32
宮城県立 松陵支援	普通科	3 年	<u>22</u>	11	<u>11</u>	宮城県立 松陵支援	普通科	3 年	<u>11</u>	11	＝

学校					
宮城県立 西多賀支 援学校	普通科	3 年	14	<u>14</u>	<u>17</u>
宮城県立 石巻支援 学校	普通科	3 年	35	<u>35</u>	<u>38</u>
宮城県立 気仙沼支 援学校	普通科	3 年	19	19	<u>19</u>
宮城県立 名取支援 学校	普通科	3 年	<u>21</u>	19	<u>19</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 迫支援学 校	普通科	3 年	11	11	<u>11</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 古川支援 学校	普通科	3 年	<u>19</u>	<u>30</u>	22
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 山元支援 学校	普通科	3 年	14	14	<u>14</u>
宮城県立 利府支援 学校	普通科	3 年	<u>11</u>	<u>23</u>	<u>19</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

学校					
宮城県立 西多賀支 援学校	普通科	3 年	14	<u>17</u>	<u>14</u>
宮城県立 石巻支援 学校	普通科	3 年	35	<u>38</u>	<u>30</u>
宮城県立 気仙沼支 援学校	普通科	3 年	19	19	<u>8</u>
宮城県立 名取支援 学校	普通科	3 年	<u>19</u>	19	<u>22</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 迫支援学 校	普通科	3 年	11	11	<u>14</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 古川支援 学校	普通科	3 年	<u>30</u>	<u>22</u>	22
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 山元支援 学校	普通科	3 年	14	14	<u>22</u>
宮城県立 利府支援 学校	普通科	3 年	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>25</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(3) 専攻科

学校名	学 科	修業 年限	収 容 定 員		
			第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 聴覚支援 学校	産業工芸科	2 年	—	8	
	機械システム科	2 年	—	8	
	被服科	2 年	—	8	
	理容科	2 年	—	8	
	工業技術科	2 年	8	—	
	生活デザイン科	2 年	8	—	

(3) 専攻科

学校名	学 科	修業 年限	収 容 定 員		
			第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 聴覚支援 学校	産業工芸科	2 年	8	8	
	機械システム科	2 年	8	8	
	被服科	2 年	8	8	
	理容科	2 年	8	8	

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

宮選管告示第 44 号

令和 8 年 9 月 1 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 並びに第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 15 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による 50 分の 1 の数

37,632

2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

335,197

3 地方自治法第 80 条第 1 項の規定による 3 分の 1 の数

青葉選挙区	83,602	岩沼選挙区	11,903
宮城野選挙区	53,024	登米選挙区	20,229
若林選挙区	39,244	栗原選挙区	17,156
太白選挙区	66,206	東松島選挙区	10,612
泉選挙区	58,853	大崎選挙区	34,241
石巻・牡鹿選挙区	38,979	富谷・黒川選挙区	25,629
塩釜選挙区	14,602	柴田選挙区	21,964
気仙沼・本吉選挙区	19,297	亘理選挙区	12,580
白石・刈田選挙区	12,152	宮城選挙区	13,698
名取選挙区	21,987	加美選挙区	7,621
角田・伊具選挙区	10,813	遠田選挙区	10,576
多賀城・七ヶ浜選挙区	22,231		

宮選管告示第 45 号

令和 8 年 9 月 1 日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 15 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

335, 197